

燕市男性の育児休業取得促進奨励金交付要綱

令和2年3月31日

告示第127号

改正 令和3年3月31日告示第124号

令和4年3月31日告示第94号

令和5年3月28日告示第80号

令和6年3月29日告示第97号

(趣旨)

第1条 この告示は、男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活が両立できる職場環境の整備を図るため、市内の事業所で勤務する男性労働者が育児休業を取得した場合に、事業主及び当該男性労働者に対し予算の範囲内において燕市男性の育児休業取得促進奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することについて、燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 育児休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する育児休業及び企業等において就業規則、労働協約等に定める育児のための休業及び休暇制度をいう。
- (2) 出生時育児休業 子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。)の期間内に4週間以内の期間を定めてする育児休業をいう。
- (3) 労働者 労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者をいう。

(4) 市税等 市民税、固定資産税、軽自動車税をいう。

(5) 企業等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に定める社会福祉法人

イ 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に定める医療法人

ウ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条に定める特定非営利活動法人

エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号に定める一般社団法人等

オ 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に定める会社

カ その他市長が認める法人

(交付対象事業主)

第3条 奨励金の交付対象となる事業主は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に事業所を有する企業等であること。

(2) 燕市つばめ子育て応援企業の認定に関する要綱(令和2年燕市告示第126号)に定めるつばめ子育て応援企業又はつばめ子育て応援企業プラス(以下「つばめ子育て応援企業等」という。)であること。

(3) 雇用保険の適用事業主であること。

(4) 就業規則又は労働協約等により育児休業制度を設けていること。

(5) 市内の事業所に勤務する男性労働者に、2歳未満の子の養育のため、所定労働日が9日以上含まれている連続した14日以上29日未満の育児休業、所定労働日が18日以上含まれている連続した29日以上50日未満の育児休業、所定労働日が30日以上含まれている連続した50日以上59日未満の育児休業、又は所定労働日が30日以上含まれている分割取得した日数の合計が50日以上59日未満の育児休業(以下「事業主の助成対象育児休業」という。)を取得させ、かつ、職場復帰後に1か月以上雇用を継続していること。

(6) 市税等を滞納していないこと。

(7) 市やマスメディアの取材及び広報活動に協力すること。

(8) 燕市暴力団排除条例(平成24年燕市条例第2号)に規定する暴力団及び

暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

- 2 市内に本社のあるつばめ子育て応援企業にあっては、市外の事業所についても、奨励金の交付対象とする。

(交付対象男性労働者)

第4条 奨励金の交付対象となる男性労働者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 雇用保険の被保険者として雇用されていること。
- (2) 常勤の国家公務員又は地方公務員の身分を併せ持っていない者であること。
- (3) つばめ子育て応援企業等に勤務する男性労働者で、2歳未満の子の養育のため、所定労働日が18日以上含まれている連続した29日以上50日未満の育児休業、所定労働日が30日以上含まれている連続した50日以上の育児休業、又は所定労働日が30日以上含まれている分割取得した日数の合計が50日以上の育児休業(以下「男性労働者の助成対象育児休業」という。)を取得し、職場復帰後1か月以上勤務していること。
- (4) 市税等を滞納していないこと。
- (5) 市やマスメディアの取材及び広報活動に協力すること。
- (6) 燕市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

- 2 前条第2項の規定により奨励金の交付対象とするつばめ子育て応援企業において、市外の事業所に勤務する男性労働者は、市内に住所を有する者に限り、奨励金の交付対象とする。

(交付額等)

第5条 交付する奨励金の額は、次の各号に掲げる交付対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 所定労働日が9日以上含まれている連続した14日以上29日未満の育児休業を取得させた事業主 150,000円
- (2) 所定労働日が18日以上含まれている連続した29日以上50日未満の育児休業を取得させた事業主 150,000円

- (3) 所定労働日が30日以上含まれている連続した50日以上の育児休業を取得させた事業主 200,000円
 - (4) 所定労働日が30日以上含まれている分割取得した日数の合計が50日以上の育児休業を取得させた事業主 200,000円
 - (5) 所定労働日が18日以上含まれている連続した29日以上50日未満の育児休業を取得した男性労働者 50,000円
 - (6) 所定労働日が30日以上含まれている連続した50日以上の育児休業を取得した男性労働者 100,000円
 - (7) 所定労働日が30日以上含まれている分割取得した日数の合計が50日以上の育児休業を取得した男性労働者 100,000円
- 2 事業主に対する同一年度内における奨励金の上限額は、200,000円とする。
- 3 男性労働者に対する奨励金の交付は、その交付申請の対象となる育児休業に係る1子につき1回限りとし、上限額は100,000円とする。ただし、当該交付申請後に同じ子の育児休業を再度取得し、取得した日数の合計が50日以上で所定労働日が30日以上含まれている場合は、第1項第7号に規定する金額と受給済みの金額の差額を追加で交付するものとする。

(事業主の申請及び実績報告)

第6条 奨励金の交付を受けようとする事業主は、燕市男性の育児休業取得促進奨励金交付申請書兼実績報告書(事業主用)(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、当該事業主の助成対象育児休業を取得した男性労働者が職場復帰した日から1か月を経過する日(以下「申請可能期間開始日」という。)から起算して申請可能期間開始日が属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 育児休業に関する労働協約又は就業規則の写し
- (2) 雇用保険適用事業所設置届の写し等雇用保険適用事業主が確認できるもの
- (3) 育児休業申出書の写し
- (4) 出勤簿の写し等育児休業取得状況及び職場復帰して1か月を経過したことが確認できるもの

(5) 事業主に係る市税等の納税証明書又は納税状況確認に係る同意書

(6) 第3条第1項第8号に関する誓約書

(男性労働者の申請及び実績報告)

第7条 奨励金の交付を受けようとする男性労働者は、男性労働者の助成対象育児休業から職場復帰して1か月を経過した日から当該日が属する年度の3月31日までに、燕市男性の育児休業取得促進奨励金交付申請書兼実績報告書(休業取得者用)(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 雇用保険被保険者証の写しその他雇用保険の被保険者であることが確認できるもの

(2) 育児休業に係る子との関係を証明できるもの(住民票の写し、母子健康保健手帳の写し等)

(3) 育児休業申出書の写し

(4) 出勤簿の写し等育児休業取得状況及び職場復帰して1か月を経過したことが確認できるもの

(5) 育児休業に関する体験記

(6) 男性労働者に係る市税等の納税証明書又は納税状況確認に係る同意書

(7) 第4条第1項第6号に関する誓約書

(交付決定)

第8条 市長は、前2条に規定する奨励金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、奨励金の交付又は不交付を決定し、燕市男性の育児休業取得促進奨励金交付決定通知書(様式第3号)又は燕市男性の育児休業取得促進奨励金不交付決定通知書(様式第4号)により、当該交付申請をした者に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第9条 奨励金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が奨励金を請求しようとするときは、前条の奨励金交付決定通知書を受領した日から起算して10日以内に、燕市男性の育児休業取得促進奨励金請求書(事業主用)(様式第5号)又は燕市男性の育児休業取得促進奨励金請求書(育児休

業取得者用)(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定の全部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付の決定を受けたとき。

(2) この告示の規定又は奨励金交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他市長が指示した事項に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかにその理由を付して、燕市男性の育児休業取得促進奨励金交付決定取消通知書(様式第7号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第11条 市長は、前条第1項の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めてその全部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に取得した育児休業について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の燕市男性の育児休業取得促進奨励金交付要綱第5条第1項の規定については、この告示の施行の日以降に終了する育児休業を取得した場合に適用し、この告示の施行の日の直前の3月に育児休業を終了した場合、又は育児休業から職場復帰した場合、若しくはこの告示の施行の日より前から引き続いて育児休業を取得し出生後育児休業支援給付金に

該当しない場合については、なお従前の例による。